

江戸街道プロジェクト ロゴマーク使用取扱要領

1. 趣旨

この要領は、江戸街道プロジェクトのロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2. ロゴマークのデザイン

ロゴマークのデザインについては、別に定める「江戸街道プロジェクト ロゴマーク使用マニュアル」（以下「マニュアル」という。）による。また、このロゴマークと誤認される類似のマークは、使用してはならない。

3. 使用の基準

ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当するときに使用することができる。

- (1) 関東運輸局が主催又は共催する事業において使用するとき。
- (2) 関東運輸局が協賛又は後援する事業で、その使用が適当であると認められるとき。
- (3) 江戸街道プロジェクトのPR等、ブランディングの推進上有益であると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、関東運輸局が適当と認めるとき。

4. 使用禁止

ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合は使用できないものとする。

- (1) 法令、規則などに反し、又は反するおそれのあるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想、宗教、募金の活動等を支援又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。
- (3) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) マニュアルに従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その使用を著しく不相当と関東運輸局が認めたとき。
- (6) ロゴマークを使用する者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること。

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

ウ 法人その他の団体であつて、その役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営若しくは運営に実質的に関与している者であること。

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であること。

5. 使用届

- (1) ロゴマークを使用しようとする者は、「江戸街道プロジェクト ロゴマーク使用届出書」（様式1）に、使用目的、使用方法及び担当者を記載し、あらかじめ本

要領で定める 1 1. 申請窓口届け出なければならない。ただし、関東運輸局が特に認めた場合は、この限りでない。

- (2) (1) の届出書には、「使用する者の業務内容がわかる書面（法人であれば会社のパンフレット等）」及び「具体的な使用方法がわかる図面等（媒体を使用する場合はその媒体を含む。）」を添付すること。届出方法はメール、郵送、持参により行うこと。

6. 遵守事項

- (1) 使用者は、他人にロゴマークの使用権を譲渡し、又は転貸してはならない。
- (2) 使用者は、ロゴマークの使用目的を損なうことのないように努めること。
- (3) ロゴマーク使用の瑕疵等により第三者に損害を与えた場合は、使用者が全責任を負うものとする。
- (4) 第三者との係争、審判、控訴等について要した費用は、使用者が負担するものとする。
- (5) 使用者は、関東運輸局から求めがあった場合は、ロゴマークの使用実態の報告等を行わなければならない。

7. 使用料

ロゴマークの使用料は、無料とする。

8. 使用の差止め等

関東運輸局は、ロゴマークの使用等に関し、4. 各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、その使用を差し止めることができる。また、関東運輸局は、使用の差止めにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

9. 事故、苦情の処理

ロゴマークを使用した制作物等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

10. 管理

ロゴマークの管理は、関東運輸局観光部にて行う。

11. 申請窓口

国土交通省関東運輸局観光部

〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎

メールアドレス：ktt-kankou1@ki.mlit.go.jp

附則

本要領は、令和5年4月21日から施行する。